

令和6年度人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

市職員の任用は、地方公務員法の定めるところにより、競争試験の受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行っています。

市では、指定管理者制度等による民間活力の導入、情報化の推進等により、引き続き事務の効率化を図りつつ、職員の「働き方改革」への対応やワークライフバランスの実現にも配慮し、職員数の適正化に取り組んでいます。

(1) 職員の任免

(単位：人)

区分	令和5年度の退職者数					令和6年4月1日付 採用者数 (常勤再任用職員等を含む)
	定年 退職	普通 退職	早期 退職	その他	計	
行政職（一）	0	75	16	23	114	172
行政職（二）	0	1	2	5	8	0
計	0	76	18	28	122	172

(注)

- 1 行政職（一）とは、一般事務職・技師職（土木、建築など）・専門職（保育士、保健師など）・消防職をいい、教育職（教諭）・医療職を含みます。
- 2 行政職（二）とは、技能労務職（技術員、給食調理員、用務員など）をいいます。
- 3 職員数には一部事務組合等派遣職員を含みます。

(2) 部署別職員数（令和6年4月1日現在）

区分	部署名	人数(人)
市長部局	危機管理部	29
	総務部	78
	企画部	43
	財政部	149
	広報部	31
	市民生活部	197
	健康医療部	288
	福祉部	154
	こども部	594
	環境部	115

	土木部	88
	会計課	17
	公益法人等派遣職員	10
	小計	1,999
その他の部局	上下水道局	111
	議会事務局	17
	選挙管理委員会事務局	9
	監査事務局	8
	農業委員会事務局	8
	教育委員会	291
	消防局・消防署	466
合 計		2,909

(注) 「令和 6 年地方公共団体定員管理調査」（総務省調査）の対象職員を集計したものです。

2 職員の給与の状況

市職員の給与は、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規則で定められています。

(1) 給与の種類と内容

ア 毎月決まって支給されるもの

区分	内 容
給 料	正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、職務の種類と内容に応じて定められた給料表に基づき支給されます。民間企業における基本給に相当するものです。
地 域 手 当	地域の民間賃金水準に応じて職員に支給される手当です。
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給される手当です。
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関（電車・バス等）や自動車等を利用している職員に支給される手当です。
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給される手当です。
そ の 他	義務教育等教員特別手当、初任給調整手当等

イ 勤務実績に応じて支給されるもの

区分	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当です。
特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他特殊な勤務に従事した職員に支給される手当です。

そ の 他	休日勤務手当、夜間勤務手当等
ウ 一定の時期に支給されるもの	
区 分	内 容
期末・勤勉手当	民間企業における賞与（ボーナス）等に見合う手当として支給される手当です。
退職手当	職員が退職した場合に、一時金として支給される手当で、民間企業における退職金に相当するものです。

3 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	435,529人	152,554,887千円	4,893,475千円	25,135,810千円	16.48%	16.28%

(注)

- 1 人件費とは、一般職職員の給与、特別職の給与・報酬、退職手当、共済組合負担金等をいいます。
- 2 実質収支＝歳入総額－（歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源）

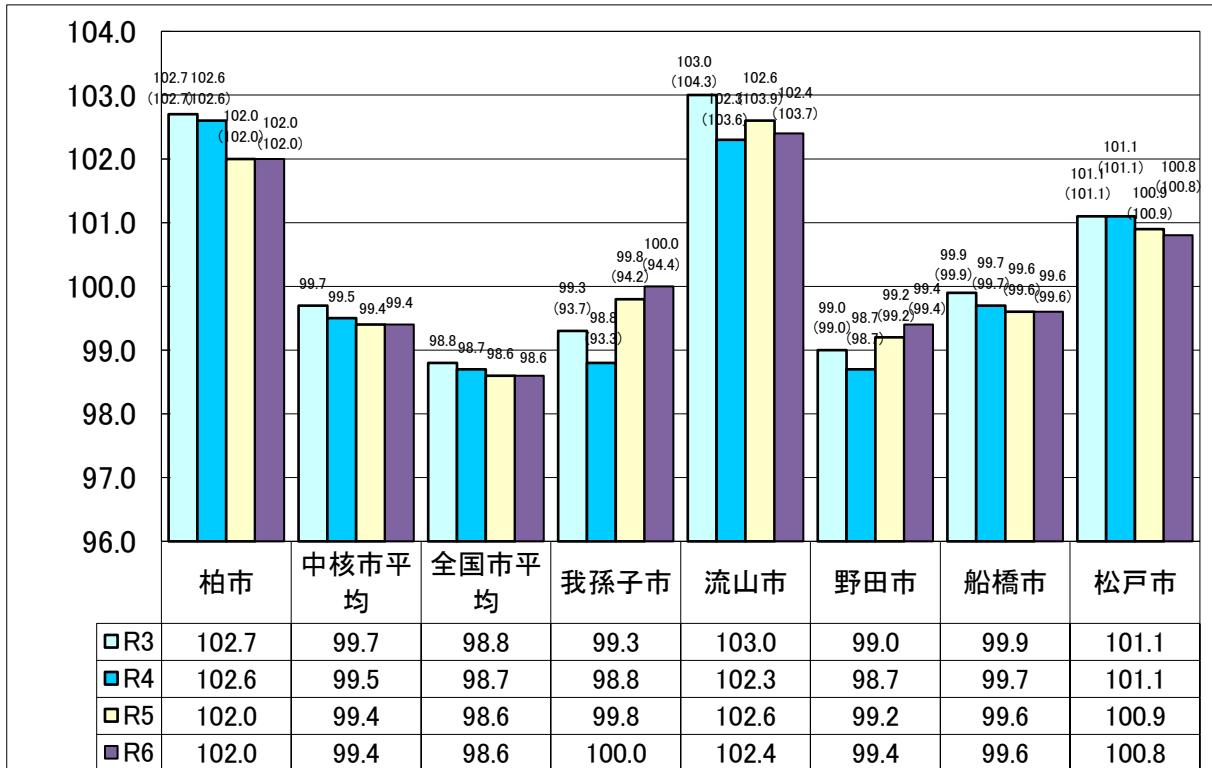
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 中核市平均一人当 たり給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	2,650人	9,593,215千円	2,484,926千円	3,788,802千円	15,866,943千円	5,988千円	6,359千円

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注)

- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指數×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 柏市のラスパイレス指数は、国家公務員と比べ、職員の昇格・昇任の年数等が異なることから、特に高齢層において高くなっています。全体で100を超えています。給与制度及び給与体系については、引き続き人事院勧告に準拠し、適正な水準となるよう努めています。
- 3 ラスパイレス指數（地域手当補正後ラスパイレス指數を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

区分	内 容																													
給料表の見直し	一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約2パーセント引き上げ。若年層については改定を行わず、高年層については最大4パーセントの引き上げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施（平成27年4月1日実施）																													
地域手当の見直し	国基準6%に対し、柏市においても6%を支給 (参考)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="5">各年度の支給割合</th> </tr> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国基準による支給割合</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>柏市の支給割合</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>							各年度の支給割合						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	柏市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%
	各年度の支給割合																													
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																									
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%																									
柏市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%																									
諸手当の見直し	管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）																													

4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	39.0歳	304,485円	383,973円	349,058円
千葉県	40.1歳	306,266円	411,429円	359,430円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
中核市平均	42.3歳	322,065円	406,828円	366,830円
我孫子市	40.1歳	314,040円	400,908円	371,297円
流山市	38.5歳	307,803円	397,389円	361,465円
野田市	42.6歳	324,680円	400,775円	371,237円
船橋市	40.2歳	307,222円	417,840円	370,507円
松戸市	41.8歳	315,809円	423,955円	379,838円

(2) 柏市職員のモデル給与例（行政職（一） 令和6年4月現在）

(単位：円)

職務	年齢	家族構成等 扶養家族	住居	月例給	内訳					期末勤勉額 (ボーナス) (年間4.5ヶ月分)	年収
					給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当		
部長	57歳	配偶者	持家	627,202	502,600	0	89,100	35,502	0	2,876,882	10,403,306
課長	55歳	配偶者 子1人(大学生)	持家	559,256	443,000	21,500	63,100	31,656	0	2,485,912	9,196,984
主幹	50歳	配偶者 子2人(高校生)	持家	512,510	407,500	36,500	39,500	29,010	0	2,232,944	8,383,064
主査	40歳	配偶者 子2人 (小学生・中学生)	持家	363,474	316,400	26,500	0	20,574	0	1,653,510	6,015,198
主任	30歳	配偶者	借家	303,494	253,400	6,500	0	15,594	28,000	1,225,598	4,867,526
主事	25歳		実家	222,282	209,700	0	0	12,582	0	1,000,268	3,667,652

(注) 上記のほか、支給要件に応じて、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(3) 技能労務職(その1)

区分	公務員					民間（注釈1）（注釈2）			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）		
柏市	57.8歳	76人	318,629円	376,258円	345,722円					
うち清掃職員	57.8歳	41人	326,866円	394,898円	356,169円	廃棄物処理業従業員（全国）	47.7歳	314,900円	1.25	
うち学校給食員	-	-	-	-	-	調理士（千葉県）	45.2歳	264,700円	-	
うち用務員	57.4歳	3人	273,633円	294,891円	290,051円	用務員（全国）	49.1歳	244,800円	1.2	
うち自動車運転手	61.8歳	2人	224,200円	276,558円	237,652円	自家用自動車運転者（千葉県）	57.4歳	243,400円	1.14	
うち守衛	60.2歳	10人	285,440円	348,858円	308,546円	守衛（千葉県）	45.0歳	262,000円	1.33	
うちその他の技能労務職員	56.3歳	20人	334,530円	373,923円	362,051円					
千葉県	51.7歳	287人	296,294円	355,777円	332,509円					
国	51.2歳	1829人	288,144円	-	330,553円					
中核市平均	50.9歳	183人	319,664円	376,837円	350,144円					
我孫子市	55.5歳	21人	365,324円	433,537円	410,517円					
流山市	50.7歳	66人	316,197円	375,560円	348,518円					
野田市	57.5歳	37人	307,802円	354,565円	333,154円					
船橋市	57.4歳	206人	330,003円	426,915円	377,765円					
松戸市	55.8歳	191人	290,494円	338,911円	325,953円					

(4) 技能労務職(その2)

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	（C）／（D）
柏市	6,094,698円	-	-
うち清掃職員	6,430,090円	4,376,300円	1.47
うち学校給食員	-	3,501,400円	-
うち用務員	5,290,036円	3,297,300円	1.6
うち自動車運転手	3,905,101円	3,079,500円	1.27
うち守衛	5,301,443円	3,465,200円	1.53
うちその他の技能労務職員	6,143,455円	-	-

(注)

- 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています（令和3年～令和5年の3カ年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(5) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	38.2歳	354,945円	431,856円	407,122円
千葉県	42.5歳	347,650円	419,555円	—
中核市平均	46.4歳	381,406円	446,739円	—
船橋市	40.7歳	360,587円	450,127円	424,930円

(6) 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	37.3歳	301,468円	402,108円	345,036円
中核市平均	39歳	312,133円	409,367円	357,734円
我孫子市	36.9歳	295,834円	391,902円	350,599円
流山市	35.2歳	284,784円	388,511円	332,081円
野田市	35.2歳	284,167円	385,420円	322,455円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(7) 職員の初任給の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		柏市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	202,400円	(総合職) 200,700円 (一般職) 196,200円
	高校卒	170,900円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	185,600円	169,000円	—
	中学卒	180,300円	155,300円	—
消防職	大学卒	208,000円	—	—
	高校卒	181,800円	—	—

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	260,682円	355,531円	399,565円	438,189円
	高校卒	—	—	—	403,550円
技能労務職	高校卒	—	—	—	358,950円
高等学校教育職	大学卒	328,189円	397,930円	415,168円	—
消防職	大学卒	275,075円	344,720円	400,933円	417,800円
	高校卒	244,300円	315,800円	361,367円	397,714円

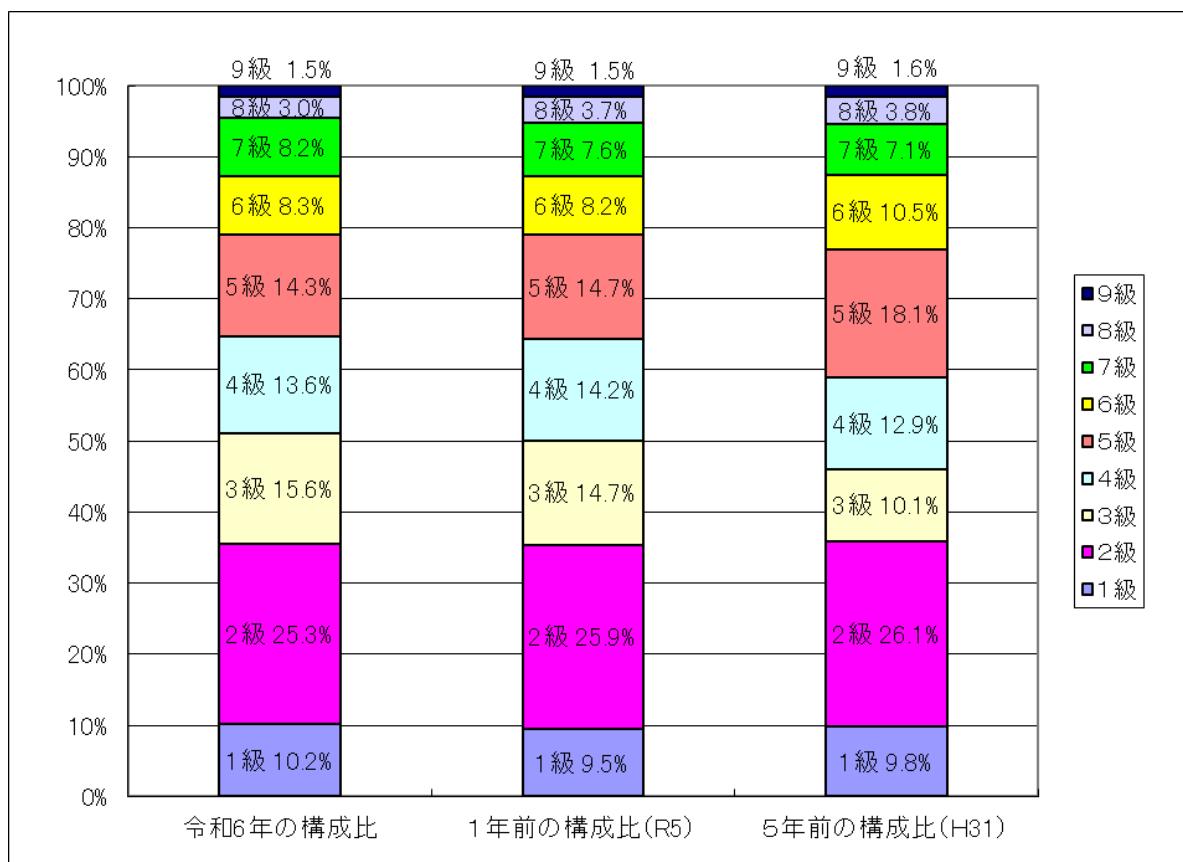
5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

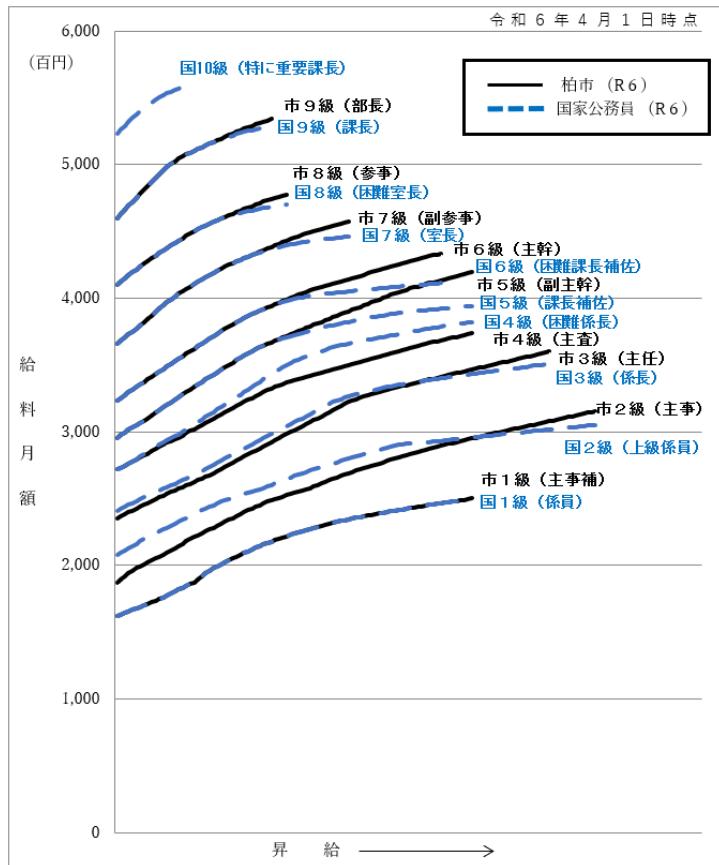
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	19人	1.5パーセント	459,900円	534,200円
8級	次長	39人	3.0パーセント	410,300円	477,700円
7級	課長	106人	8.2パーセント	365,500円	457,500円
6級	主幹	108人	8.3パーセント	323,100円	433,500円
5級	副主幹	186人	14.3パーセント	295,400円	419,500円
4級	主査	176人	13.6パーセント	271,600円	373,500円
3級	主任	202人	15.6パーセント	235,400円	360,300円
2級	主事	328人	25.3パーセント	187,300円	315,500円
1級	主事補	133人	10.2パーセント	162,100円	250,300円

(注)

- 柏市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分			○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	柏市（令和5年度）	千葉県（令和5年度）	国（令和5年度）
1人当たり 平均支給額	1,446千円	1,691千円	—
支給割合 (期末手当)	2.45(1.375)月分	2.45(1.375)月分	2.45(1.375)月分
支給割合 (勤勉手当)	2.05(0.975)月分	2.05(0.975)月分	2.05(0.975)月分
加算措置の 状況	職制上の段階、職務 の級等による加算措 置あり	職制上の段階、職務 の級等による加算措 置あり	職制上の段階、職務 の級等による加算措 置あり

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員		
イ. 人事評価を活用している	○	○		
活用している成績率	支給可 能な成 績率	支給実 績があ る成績 率	支給可 能な成 績率	支給実 績があ る成績 率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期				

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

柏市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続 20 年	19. 6695	24. 586875	勤続 20 年	19. 6695	24. 586875
勤続 25 年	28. 0395	33. 27075	勤続 25 年	28. 0395	33. 27075
勤続 35 年	39. 7575	47. 709	勤続 35 年	39. 7575	47. 709
最高限度	47. 709	47. 709	最高限度	47. 709	47. 709
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45 パーセントの加算	
1 人当たり 平均支給額	2, 919 千円	21, 617 千円			

(注)

- 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額です。
- 2 「早期・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）	624, 465 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	225, 846 円
支給対象地域	柏市（全域）
支給割合	6 パーセント
支給対象職員数	2, 765 人
国の制度（支給割合）	6 パーセント

(4) 特殊勤務手当(その1) (令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）	72,257千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	88,658円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	29.5パーセント
手当の種類（手当数）	16種類

(5) 特殊勤務手当(その2) (令和6年4月1日現在)

手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給 対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	支給単価
行旅死病人 取扱手当	生活支援課職員	死亡人等の取扱作業業務	0千円	1件1,500 ～3,000円
保健衛生業 務手当	消防・保健所職 員	防疫業務、精神保健業務、 犬取扱業務、産業廃棄物に 係る現地調査等	817千円	日額400円
危険作業手 当	消防・資産管理 課・北部クリー ンセンター職員	火災・水防・ 有害物取扱作業	1,504千円	日額400円
滞納整理手 当	収納課・保険年 金課・債権管理 課職員	1. 滞納整理に伴う外勤交渉 業務 2. 財産差押業務	241千円	1. 日額400円 (月限度2,000円) 2. 1件400円 (月限度1,000円)
社会福祉業 務手当	生活支援課・地 域包括支援課・ 障害福祉課・こ ども発達センタ ー・こども相談 センター職員	査察指導、心身障害者施設 における指導業務及び児童 相談所における相談業務等	10,990千円	月額4,000 ～5,000円
労務手当	北部・南部クリ ーンセンター・ 環境サービス 課・道路サービ ス事務所職員	ごみ・焼却・土木作業等業 務	5,535千円	1. 月額4,000 ～5,000円 2. 日額1,000 円

機関員手当	消防職員	消防車両の機関業務	3,114 千円	月額 1,500 ～2,000 円
救急手当	消防職員	消防関係救急業務	16,441 千円	1回 200 円
技術手当	消防職員	救急救命業務、電気工作物の保安業務、ボイラーの取扱業務	4,162 千円	月額 5,000 円
建築主事業務手当	建築指導課職員	建築確認の業務に従事した建築主事	177 千円	月額 5,000 円
用地交渉手当	北部整備課・道路整備課・学校給食課職員	土地の取得等のための交渉業務	56 千円	日額 450 円
施設管理者手当	各施設管理者に任命された職員	衛生管理者、整備管理者	572 千円	月額 2,000 円
夜間特殊業務手当	消防・こども相談センター職員	正規の勤務時間として夜間の業務に従事した交替制職場の消防・一時保護所派遣職員	16,816 千円	1勤務 410 円
教員特殊業務手当	市立高校教諭	学校の管理下において行う、非常災害時等の緊急業務、部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	11,830 千円	日額 1,800 ～16,000 円
教育業務連絡指導手当	市立高校教諭	教育職員の主任等で教務その他教育に関する業務の連絡調整及び指導助言に係る業務	361 千円	日額 200 円
防疫等作業手当	消防職員・保健所職員	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員	536 千円	日額 3,000 円 ～4,000 円

(注) 主な支給対象職員は、上記職員のうち当該業務に従事した職員です。

(6) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	730,741千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	333千円
支給実績（令和5年度決算）	730,684千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	319千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(7) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 配偶者以外の扶養親族 子1人につき 10,000円、父母等 6,500円 (補足) • 16歳～22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ	-	221,648千円	237,310円
住居手当	家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給 (月額 16,000円を超える家賃支払職員が対象)	同じ	-	203,623千円	285,186円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の価額を一括支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600円支給	異なる	使用距離に応じ月 2,000～31,600円支給	224,304千円	91,440円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 39,500～94,200 円／月を支給	異なる	官職に応じて 46,300～ 139,300 円／月を支給	273,314 千円	660,178 円
休日勤務手当	休日等において勤務した場合、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 135/100 を支給	同じ	-	166,181 千円	231,127 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	25,190 千円	63,132 円
初任給調整手当	①医療職給料表の適用を受ける職員 49,100～308,600 円／月を支給 ②保育園に勤務する在職期間 9 年未満の保育士 3,500～9,000 円／月を支給	異なる	①月額 414,800 円以内を支給	25,145 千円	127,638 円
義務教育等教員特別手当	市立高校に勤務する教員職員 2,000～8,000 円／月を支給			4,024 千円	62,875 円

7 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等					
		(参考) 中核市平均 における 最高／最低額	我孫子市	流山市	野田市	船橋市	松戸市
給 料	市長	974,900円 1,180,000円 /707,000円	855,000	926,500	972,000	1,076,000	1,050,000
	副市長	801,400円 960,000円 /696,000円	732,000	800,000	831,000	818,000	860,000
	常勤監査委員	667,500円	-	-	-	-	-
報 酬	議長	677,600円 823,000円 /584,000円	530,000	547,900	547,000	759,000	720,000
	副議長	605,600円 747,000円 /504,000円	470,000	488,100	492,000	686,000	660,000
	議員	585,300円 700,000円 /475,000円	440,000	458,250	450,000	613,000	590,000
期 末 手 当	市長	(令和5年度支給割合) 4.5月分 (算定方式) 給料月額×地域手当1.06×加算1.2×支給割合					
	副市長						
	常勤監査委員						
退 職 手 当	議長	(令和5年度支給割合) 4.5月分 (算定方式) 報酬月額×加算1.2×支給割合					
	副議長						
	議員						
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	市長	給料月額×在職月数×0.36	16,846千円	任期ごと			
	副市長	給料月額×在職月数×0.20	7,693千円	任期ごと			
	常勤監査委員	給料月額×在職月数×0.16	5,126千円	任期ごと			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

8 柏市特別職・議員の報酬等（令和6年4月1日現在）

(単位：円)

職務	月例分	(内訳)		期末手当(ボーナス) (年間4.5ヶ月分)	年収
		報酬・給料	地域手当		
市長	1,033,394	974,900	58,494	5,580,328	17,981,056
副市長	849,484	801,400	48,084	4,587,214	14,781,022
常勤監査委員	707,550	667,500	40,050	3,820,770	12,311,370
議長	677,600	677,600	—	3,659,040	11,790,240
副議長	605,600	605,600	—	3,270,240	10,537,440
議員	585,300	585,300	—	3,160,620	10,184,220

9 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

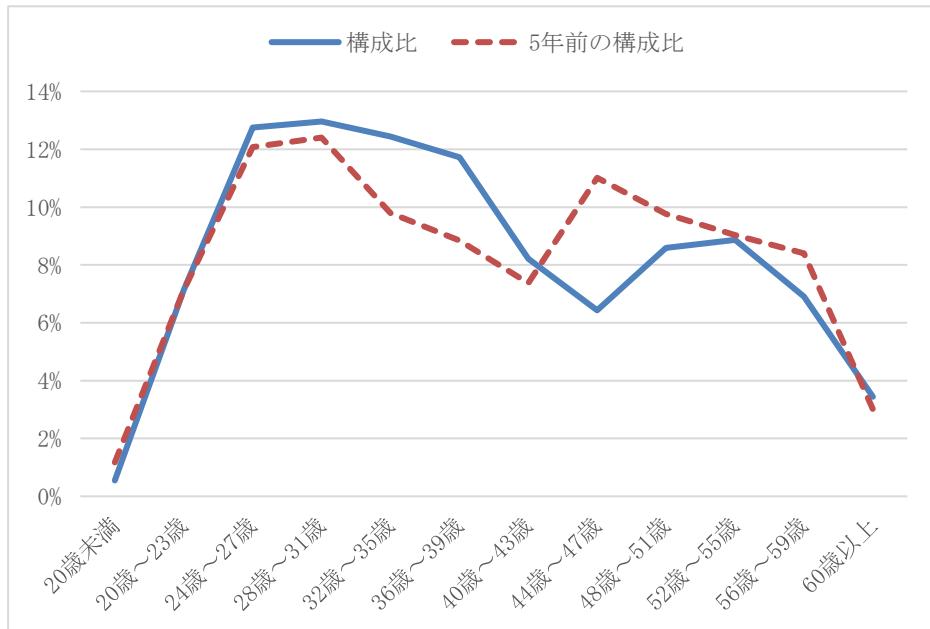
(各年4月1日現在)

部門/区分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	17	1 育休代替職員の配置による(増)
		総務・企画	426	436	10 各種統計調査、計画策定対応、施設修繕対応等による(増)
		税務	116	120	4 昨年度の欠員補充、育休代替職員の配置による(増)
		民生	749	784	35 物価高騰対策給付金事業、障害福祉サービス対象者増加への対応、育休代替職員の配置等による(増)
		衛生	291	287	-4 育休代替職員配置解除等による(減)
		労働	5	7	2 組織改編による(増)
		農林水産	20	20	0
		商工	11	11	0
		土木	261	259	-2 技能職員の退職不補充等による(減)
		計	1,895	1,941	46 <参考> 人口1万当たりの職員数 44.75人 (中核市的人口1万当たりの職員数 47.84人)
公営企業等会計部門	教育部門	290	291	1 教育振興計画等の業務移管等による(増)	
	消防部門	465	466	1 救急隊の強化等による(増)	
	小計	2,650	2,698	48 <参考> 人口1万当たりの職員数 62.20人 (中核市的人口1万当たりの職員数 65.57人)	
	病院	3	3	0	
	水道	65	65	0	
	下水道	48	46	-2	
	その他	95	97	2	課内業務調整による(増)
	小計	211	211	0	
	合計	2,861	2,909	48 <参考> 人口1万当たりの職員数 67.07人	
	[条例定数]	[2,783]	[2,910]		

(注) 「令和6年地方公共団体定員管理調査」(総務省調査)の対象職員を集計したものです。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



(単位 : 人)

区分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員 数	16	207	371	377	362	341	239	187	250	258	201	100	2,909

(3) 職員数の推移

(単位 : 人)

区分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政部門	1,776	1,800	1,827	1,838	1,895	1,941	+ 165 (+ 9.3%)
教育	261	271	280	289	290	291	+ 30 (+ 11.5%)
消防	466	461	461	465	465	466	0 (0%)
普通会計 計	2,503	2,532	2,568	2,592	2,650	2,698	+ 195 (+ 7.8%)
公営企業等 会計部門	222	224	218	217	211	211	▲11 (▲5.0%)
総 合 計	2,725	2,756	2,786	2,809	2,861	2,909	+ 184 (+ 6.8%)

(注) 各年における「地方公共団体定員管理調査」(総務省調査) の対象職員を集計したものです。

10 公営企業職員の状況（上下水道事業）

上下水道局職員の給与は、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規程により定められており、特殊勤務手当を除き、市長部局の職員に準じています。

(1) 職員給与費の状況

ア 決算(その1)

区分	事業	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職 員給与費比率 (B) / (A)	(参考) 令和4年度の総費 用に占める職員給 与費比率
令和5年度	水道事業	6,808,068千円	1,419,978千円	370,784千円	5.4%	5.7%
	下水道事業	9,476,142千円	600,309千円	188,729千円	2.0%	2.1%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 309,575 千円（水道事業 160,036 千円、下水道事業 147,268 千円）を含みません。

イ 決算(その2)

区分	事業	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B) / (A)	(参考) 市町村平均一人 当たり給与費
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和5年度	水道事業	68人	251,812千円	52,669千円	106,732千円	411,213千円	6,047千円	6,118千円
	下水道事業	45人	166,195千円	38,878千円	69,395千円	274,468千円	6,099千円	6,023千円

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業会計			
柏市	43.1歳	341,396円	508,551円
市町村平均	45.8歳	337,221円	508,691円
下水道事業会計			
柏市	42.4歳	346,415円	508,272円
市町村平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注)

- 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。
- 2 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	水道事業（令和5年度）	下水道事業（令和5年度）
1人当たり平均支給額	1,625千円	1,542千円
支給割合（期末手当）	2.45(1.375)月分	2.45(1.375)月分
支給割合（勤勉手当）	2.05(0.975)月分	2.05(0.975)月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務等による加算措置あり	職制上の段階、職務等による加算措置あり

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45パーセントの加算		定年前早期退職特例措置 2~45パーセントの加算	

(注) 「早期・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降
その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和5年度決算）	16,212千円	10,612千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	238,411円	235,822円
支給割合	6パーセント	6パーセント
支給対象職員数	68人	45人

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

水道事業				
支給実績（令和5年度決算）		90千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		4,956円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		26.5パーセント		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	支給単価
水道技術管理者手当	水道技術管理者	水道事業の技術的管理業務	60千円	月額5,000円
危険作業手当	被災地への派遣等により危険な作業に従事した者	被災地での応急給水業務	30千円	日額400円

下水道事業				
支給実績（令和5年度決算）		38千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		4,222円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		20.0パーセント		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	支給単価
管理手当	衛生管理者	労働安全衛生に係る指導・助言業務	22千円	月額2,000円
滞納整理手当	右の職に任命された職員	1. 滞納整理に伴う外勤交渉業務 2. 財産差押業務	0千円	1. 日額400円 (月限度2,000円) 2. 1件400円 (月限度1,000円)
危険作業手当	被災地への派遣等により危険な作業に従事した者	被災地での応急給水業務	16千円	日額400円

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和4年度決算）	8,430千円	11,292千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	165千円	313千円
支給実績（令和5年度決算）	7,123千円	8,148千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	139千円	220千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

水道事業					
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 配偶者以外の扶養親族 子1人につき 10,000円、父母等 6,500円 (補足) • 16歳～22歳までの子 1人 5,000円加算	同じ	-	6,804千円	200,105円
住居手当	1. 借家の場合 家賃の額に応じて 28,000円を限度に支給 (月額16,000円を超える 家賃支払職員が対象)	同じ	-	6,179千円	308,931円

通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の価額を一括支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	同じ	-	5,375 千円	95,967 円
管理職手当	・ 管理又は監督の地位にある職員 39,500～94,200 円／月 を支給	同じ	-	11,150 千円	655,835 円
休日勤務手当	休日等において勤務した場合、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 135/100 を支給	同じ	-	40 千円	19,924 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	615 円	615 円

下水道事業					
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)

扶養手当	1. 配偶者 6,500 円 2. 配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 10,000 円, 父母等 6,500 円 (補足) ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同じ	-	4,511 千円	300,688 円
住居手当	家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給 (月額 16,000 円を超える 家賃支払職員が対象)	同じ	-	3,393 千円	282,682 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の価額を一括支 給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	同じ	-	3,705 千円	94,996 円
管理職手当	・ 管理又は監督の地位に ある職員 39,500～94,200 円 / 月 を 支給	同じ	-	5,685 千円	710,550 円
休日勤務手当	休日等において勤務した 場合, 勤務 1 時間ににつ き, 勤務 1 時間当たりの 給与額の 135/100 を支給	同じ	-	155 千円	17,134 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午 後 10 時～翌午前 5 時まで の間に勤務した場合, 勤 務 1 時間ににつき, 勤務 1 時 間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	259 円	259 円

1.1 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日

勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（うち休憩時間 60 分） ※通常の勤務時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）を、 次に掲げる勤務時間に、各日ごとに変更可能 ○早出 1：午前 7 時 30 分から午後 4 時 15 分まで ○早出 2：午前 8 時から午後 4 時 45 分まで ○遅出 1：午前 9 時から午後 5 時 45 分まで ○遅出 2：午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（注） 職種や職場により、上記と異なる場合があります

(2) 年次有給休暇

制度概要	令和 5 年度平均取得日数
1 年度につき 20 日付与 現年度付与分の残日数のみ翌年度に繰越し可	行政職（一） 15.7 日 行政職（二） 20.2 日

(3) その他の休暇・休業制度

種類	内容、取得要件等	日数・期間
病気休暇	傷病のため療養を要する場合	90 日以内（結核性疾患の場合は 1 年以内）
特別休暇	結婚、出産、子供の看護、忌引、夏季、ボランティア等の特別の理由により勤務しないことが相当である場合	規則で定められた日数又は期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当である場合	要介護者 1 人につき 6 月以内（期間中無給）
介護時間休暇	要介護者を介護するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当である場合	連続する 3 年の範囲内（1 日 2 時間以内、休業時間中無給）

組合休暇	登録された職員団体の業務に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合	1年につき 30日以内 (期間中無給)
育児休業	子の養育のため勤務時間のすべてを勤務しないことが承認される場合	子の満3歳の誕生日の前日まで(期間中無給)
育児短時間勤務	常時勤務を要する職を占めたまま、所定の勤務形態により、希望する日及び時間帯において勤務することが承認される場合(週3日勤務等)	子の小学校就学前まで (勤務しない時間分無給)
部分休業	子の養育のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	子の小学校就学前まで (1日2時間以内、休業時間中無給)
子育て部分休業	子の養育のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	小学校1年生の子、又は小学校2年生から小学校6年生までで身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する子を養育する職員(1日2時間以内、休業時間中無給)
自己啓発等休業	大学等における修学や国際貢献活動への参加を希望する職員を対象に、職員としての身分を保有したまま、休業することを承認される場合	大学等課程の履修のための休業は2年又は3年以内、国際貢献活動のための休業は3年以内(休業期間中無給)
配偶者同行休業	外国に滞在する配偶者(事実婚を含む。)と生活を共にすることを目的として、職員としての身分を保有したまま、休業することを承認される場合	6月以上にわたり継続して外国に滞在する見込みがある場合に、3年を超えない範囲内(休業期間中無給)
高齢者部分休業	通院等の加齢による諸事情への対応、介護や地域貢献等のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	週の勤務時間の2分の1の範囲内(休業時間中無休)

1 2 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

(令和5年度 単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	51	-	51
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
廃職又は定数の改廃等により過員等を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

(令和5年度 単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	-	-	-	-	-
管理監督責任	-	-	-	-	-

1 3 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければいけません。職務の遂行に当たって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

職員が守るべき義務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、法令等の定めに従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等（ストライキなど）が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できる場合には、任命権者（市長等）の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

1 4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

ア 人材育成基本方針

柏市では、職員の人材育成基本方針として、人材育成の目的を(1)住民福祉の増進(2)職員の自己実現と位置づけ、この目的を実現するため、求められる職員像として(1)チャレンジ精神にあふれ、改善・改革を推進する職員(2)市民と対話できる職員(3)課題形成、政策の提案・実施ができる職員(4)全体の奉仕者としての意識を持った職員の4つを掲げています。

具体的な取り組みとしては、(1)効果的な人材育成システムの構築(2)期待役割を担うことができるための能力の開発(3)専門的な知識の習得と総合的な調整能力の開発(4)人事諸制度を活かした人材育成の展開を進め、これらの職員像の実現を図ることとしています。

イ 研修実績（令和5年度）

※人事課の予算で実施している研修のみ掲載

(ア) 階層別研修

研修名	研修時間(日)	受講者数(人)
採用職員研修（1部）	2	150
採用職員研修（2部）	2	149
採用職員研修（3部）	1	145
採用2年目研修	1.5	108
新任主任研修	1	78
新任担当リーダー研修	2	52

新任管理職研修	1.5	16
新任所属長研修	1.5	24
暫定再任用職員研修	0.5	26
合計（9コース）		748

(イ) 能力開発研修

研修名	研修時間(日)	受講者数(人)
指導・育成力向上研修	1.5	13
アンケート調査・分析研修	1	28
窓口・電話対応力向上研修	1	34
伝わる話し方研修	1.5	32
データ分析・活用研修	1	32
合計（5コース）		139

(ウ) 特別研修

研修名	研修時間(日)	受講者数(人)
法務研修	0.5	75
採用職員指導担当者研修	0.5	112
事務ミス防止研修	1	38
人事評価（被評価者）研修	1	160
人事評価（1次評価者）研修	1	140
人事評価（2次評価者）研修	1	26
自律型人材育成研修	1.5	34
女性管理職意見交換会	1	45
ナッジ理論入門研修	1	42
ハラスメント研修	0.5	30
ハラスメント防止・公務員倫理研修	0.5	1,486
合計（11コース）		2,188

(エ) 特別派遣研修

研修名	件数等	派遣者数（人）
先進都市派遣研修	新型コロナウィルスの影響により中止	
海外派遣研修	新型コロナウィルスの影響により中止	

(オ) 外部教育機関派遣研修

研修機関名	件数	派遣者数（人）
自治大学校	3	3
千葉県自治研修センター	12	62
市町村職員中央研修所	2	2
その他外部派遣機関	70	152
合計	87	219

(カ) 合計

受講者、派遣者 合計	3,294
------------	-------

(2) 人事評価制度

柏市では、地方公務員法に基づき、職員の任用、給与、分限その他の基礎とするため、人事評価制度を実施しています。

この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を図ること及び公務能率を向上することを目的とした制度で、業務に関する目標の達成状況やその他業務への取り組み実績を評価する「実績評価」と、職務遂行過程において職員が発揮した能力等を評価する「能力態度評価」から構成されています。

また、評価者と被評価者との面談を通じて目標設定やフィードバックを行うことによって、評価のみではなく、職務改善や人材育成に資する制度としています。

15 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担拠出する財源により、千葉県市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業等）を行っています。

また、千葉県市町村職員互助会、柏市役所職員厚生組合において、職員の健康と自己啓発などの福利厚生に関する事業を行っています。

(2) 公務災害補償制度

職員が公務上・通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

令和3年度の補償件数は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	7	-
通勤災害	8	-

(3) 健康診断

内容	対象職員	受診者数(人)
新規採用職員健康診断	新規採用職員	162
定期健康診断	全職員(人間ドック等の受診者を除く)	1,444
特定業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	377

16 令和5年度公平委員会の業務の状況

業務の種別	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	1

17 その他

(1) 職員採用試験の実施状況

職種	採用区分	募集人数	申込者数	1次合格者数	最終合格者数
一般事務 A	上級	23名程度	78	61	23
一般事務 B	上級	20名程度	112	86	24
一般事務 【障害者対象】	上級	8名程度	10	6	2
一般事務 【障害者対象】	初級		8	2	0
一般事務 【自己推薦】	上級	2名程度	13	11	2
土木技師	上級	10名程度	8	8	4
建築技師	上級	5名程度	7	6	4
電気技師	上級	3名程度	2	2	1
機械技師	上級	若干名	1	1	1
化学技師	上級	若干名	0	-	-
保健師	上級	15名程度	25	25	17

社会福祉士	上級	15名程度	27	21	15
心理相談員	上級	5名程度	4	4	2
一般事務 C	上級	10名程度	140	69	20
一般事務	初級	7名程度	39	30	14
一般事務 【障害者対象】②	上級	3名程度	8	2	0
一般事務 【障害者対象】②			3	0	-
化学技師②	上級	若干名	12	5	1
社会福祉士②	上級	5名程度	8	7	2
精神保健福祉士	上級	若干名	1	1	1
心理相談員②	上級	3名程度	10	8	3
獣医師	上級	若干名	4	0	-
保育士	中級	25名程度	71	41	35
栄養士	中級	若干名	11	5	2
土木技師②	上級	5名程度	7	4	3
建築技師②	上級	若干名	2	2	-
獣医師②	上級	若干名	4	3	2
消防職	上級	5名程度	23	22	9
消防職	初級		23	18	6
<合計>			661	450	193

(補足)

1. 単位は「人」です。
2. 「最終試験合格者数」には、補欠合格者の数を含みます。

(2) 職員昇任選考の実施状況（令和5年度実績）

(単位：人)

区分	受験者数	合格者数
管理職（6級職）昇任選考	48	29
4級主査選考	120	50